

# 保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の特例（所法64条②）チェックシート

氏 名

◇ 各質問に対して「はい」、「いいえ」を○で囲みながらお進みください。

1 あなたは金融機関等の債権者に対して、債務者（法人を含みます。）の債務を保証しましたか（裏面チェック項目のAで確認してください）。

いいえ



はい

2 債務を保証した時において、主たる債務者に債務を弁済する能力はありましたか（裏面チェック項目のBで確認してください）。

いいえ

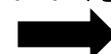


はい

3 あなたは、保証債務を履行するために自己の資産（棚卸資産等を除きます。）を譲渡しましたか（裏面チェック項目のC・Dで確認してください）。

※ 保証債務を履行するためではなく、任意の第三者弁済等のために行う資産の譲渡は、この特例の対象とはなりません。

いいえ



はい

4 あなたは、資産の譲渡によって得た収入を保証債務の履行に充てましたか（裏面チェック項目のEで確認してください）。

※ 保証債務の履行を借入金で行い、その借入金（利子を除きます。）を返済するために資産を譲渡した場合であっても、その資産の譲渡が保証債務を履行した日からおおむね1年以内に行われているなど、実質的に保証債務を履行するためのものと認められる場合を含みます。

いいえ



はい

5 あなたは、保証債務を履行したことに伴って生じた求償権の全部又は一部を行使することができなくなりましたか（裏面チェック項目のF・G・Hで確認してください）。

※1 主たる債務者の資力等から見て求償権の行使が可能であるにもかかわらず、求償権を放棄した場合には、この特例の適用はありません。

※2 連帯保証人が複数いる場合、自己の負担した債務の全額についてこの特例の適用を受けるためには、他の共同保証人に対しても求償権を行使できないことが要件となります。

いいえ



はい

裏面の資料等により保証債務を履行するために資産を譲渡したことが確認できた場合、特例の適用を受けることができます。

特例の適用を受けることはできません。

